

在宅レスパイト事業

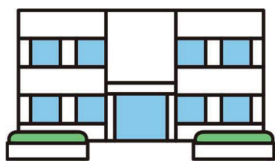
在宅で療養している難病患者さんを介護する方が、休養（レスパイト）を
とりたい時や病気、冠婚葬祭などで介護ができない時、一時入院ができない
場合には、代替りの看護人を自宅に派遣し支援する事業です。

1 対象者

- 01 茨城県に住所を有する方
- 02 在宅で療養する指定難病または特定疾患治療研究事業対象疾患の医療
受給者証を持つ方
- 03 人工呼吸器を装着している方
- 04 在宅療養中で、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的
に療養することが困難になった方
- 05 病状の安定している方

2 事業を利用する際の流れ

01 相談・申請



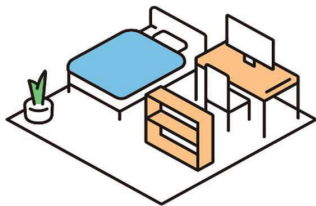
事業の利用や申請について
保健所にご相談ください。
※調整には1か月程度要します。

02 利用調整



難病相談連絡員が
訪問看護事業所等と調整を
行います。
※事業所等の状況により、
ご希望に添えない場合がご
ざいます。

03 事前訪問



安心して利用ができるように
保健所職員や難病相談連絡員が
ご自宅へ伺い、生活の様子を
確認します。
確認した情報は、訪問看護事業
所と共有します。

04 利用決定



利用決定の場合は、
通知書等を保健所から
お渡しします。
利用当日は、利用調整を
した訪問看護事業所から
看護人が派遣されます。

3 利用期間・費用

- ・同一年度につき原則1か月あたり4時間以内です。
- ・原則、費用負担はありませんが、看護人の交通費は自己負担となります。

4 その他

- ・受入れ訪問看護事業者等は、茨城県と契約している事業所等に限られます。
詳しくは、最寄りの保健所または、県庁疾病対策課までお問合せください。
- ・受入れ訪問看護事業者との日程調整が必要となります。
訪問看護事業者の空き状況や患者さんの病状などによって、
在宅レスパイトが難しい場合がありますのでご了承ください。
- ・事業の目的が介護者の休息（レスパイト）となりますので、
おおむね、人工呼吸器管理や吸引等、見守りを中心とした看護の提供になります。

5 お問い合わせ先

ご利用については、最寄りの保健所等、下記の連絡先までお問合せください。

中央保健所 健康増進課	水戸市笠原町993-2 ☎ 029-244-2828	土浦保健所 健康増進課	土浦市下高津2-7-46 ☎ 029-821-5398
ひたちなか保健所 健康増進課	ひたちなか市新光町95 ☎ 029-212-7272	つくば保健所 健康増進課	つくば市松代4-27 ☎ 029-851-9291
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町2978-1 ☎ 0295-52-1157	筑西保健所 健康増進課	筑西市二木成615 ☎ 0296-24-3914
日立保健所 健康増進課	日立市助川町2-6-15 ☎ 0294-22-4192	古河保健所 健康増進課	古河市北町6-22 ☎ 0280-32-3062
潮来保健所 健康増進課	潮来市大洲1446-1 ☎ 0299-66-2118	水戸市保健所 健康づくり課	水戸市笠原町993-13 ☎ 029-243-7311
潮来保健所 鉾田支所	鉾田市鉾田1367-3 ☎ 0291-33-2158	県立中央病院 難病相談 (医療相談支援室内)	笠間市鯉淵6528 ☎ 0296-77-1121(代)
竜ヶ崎保健所 健康増進課	龍ヶ崎市2983-1 ☎ 0297-62-2172	疾病対策課 難病対策グループ	水戸市笠原町978-6 ☎ 029-301-3220